

66号事件

第1 審査会の結論

- 1 異議申立第1項に対する実施機関の判断は妥当である。
- 2 異議申立第2項の納付書（領収済通知書）は開示すべきである。

第2 異議申立人の異議申立の要旨

異議申立人が開示を求める文書は、以下のとおりである。

平成26年5月1日国税調査官が桑名市役所に来庁し、所得税源泉徴収漏れについて、自己点検するように行政指導したことについて、

- 1 源泉徴収税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書
- 2 徴税漏れ業者との記録一切

第3 実施機関の説明の要旨

- 1 桑名市は、平成26年5月1日桑名税務署より源泉徴収事務の自己点検をなすように指導を受け、検討・協議の結果、桑名税務署から交付された「領収書兼振込金受領書」により平成22年分の源泉徴収税の延滞税2,100円を支払った。この「領収書兼払込金受領書」は、開示済みである。「源泉徴収税及び復興特別所得税の加算税付加決定通知書及び納税告知書」の交付は受けていない。よって、不存在と回答した。
- 2 会計管理室と徴税漏れ業者との間には、連絡や面接の事実はないので、徴税漏れ業者とのやり取りをした記録は一切ない。但し、文書の特定過程で、異議申立人が会計管理室が保管する納付書（領収済通知書）の開示を求めていることが判明したが、納付書（領収済み通知書）は徴税漏れ業者との記録一切の中には含まれないので不存在とした。但し、新たに文書を納付書（領収済み通知書）と特定して開示請求をされれば、開示する用意がある。

第4 審査会の判断

審査会が判断すべき争点は、①桑名税務署より「源泉徴収税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」の交付を受けているか否か、②源泉徴収漏れ業者から源泉徴収税を納付させた際の納付書（領収済通知書）が徴税漏れ業者との記録一切の中に含まれるか否かである。

1 争点①について

- (1) 桑名市は、桑名税務署長名義の平成26年5月1日付け「源泉徴収税の自己点検について(依頼)」の文書に基づき、桑名税務署員より源泉徴収事務の自己点検をするよう指導を受けた。
- (2) そこで全庁的に調査をしたところ、平成22年から平成26年までの間の徴税漏

れ源泉徴収税額は合計 32 件、265,917 円であることが判明したので、平成 26 年 6 月 12 日にその旨、桑名税務署の担当者に報告をしたところ、桑名税務署は、「対象者はすでに確定申告を済ませており、課税上の弊害がないので今回は口頭による指導にとどめるので、今後適正な事務をするように」との指導があった。

- (3) その後、名古屋国税局からの「源泉所得税の自己点検実施にかかる事前周知について」という文書が、三重県地域連携部市町行財政課から同年 8 月 4 日付けで桑名市税務課宛に送付されてきた。

周知依頼事項は、桑名税務署の上記指導とほぼ同じ内容で、自己点検を促すものであった。

- (4) 桑名市は、上記文書を受けて協議をした結果、延滞税を含めた徴収漏れ源泉徴収税の納付をすることにした。

しかしながら、延滞税の納付は、偽りその他不正な行為により国税を免れる場合等を除き、一定の期間の延滞税の計算期間に含めない特例があり（国税通則法第 35 条、61 条・除算期間という）、その特例に従い、桑名市が納める延滞税は、平成 22 年 5 月 11 日から同 23 年 5 月 10 日までの 1 年分である 2,100 円となった。桑名市は、桑名税務署より「領収書兼払込金受領書」の交付を受け、前記延滞税を支払った。

- (5) 異議申立人は、「源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」が、桑名市に送付されているはずであると主張するが、上記のような経緯で、桑名市は、自主的に徴収漏れの源泉所得税等の納入をなしたため、桑名税務署は、延滞税のみの賦課決定をしたもので、加算税の賦課決定はしていないため、「加算税賦課決定通知書及び納税告知書」は送付されていない。よって、不存在との実施機関の主張は首肯できる。

- 2 納付書（領収済通知書）については、会計管理室で保管をしており文書としても特定されている。

開示を求める文書として「徴税漏れ業者との記録一切」と記載されている場合、通常は、徴税漏れ業者とのやり取りをした記録ということが想定されるが、文書特定の作業の中で、納付書（領収済通知書）が存在することが分かり、その文書の開示を開示請求者が求めている場合には、「徴税漏れ業者との記録一切」の中に納付書（領収済通知書）を含ませて開示をすることは可能であるし、開示することが事務的・時間的に繁雑であるとも考えられない。

したがって、納付書（領収済通知書）は開示すべきである。

第 5 結論

以上により、「第 1 審査会の結論」のとおり答申する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年2月9、16日	・不服申立諮問書受理
2月10、17日	・実施機関に対し公文書開示決定理由説明書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
2月11、26日	・実施機関から公文書開示決定理由説明書及び審査会会議出席届出書を受理
2月18、27日	・異議申立人に対し、開示決定理由説明書の送付、意見書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
3月20日	・書面審理 ・異議申立人の口頭意見陳述 ・実施機関の補足説明の聴取 ・審議 (第1回審査)
5月7日	・答申

※ 当該案件は会計管理室、財産管理課より諮問を受けたものであるため、処理経過における年月日を二つ示しています。

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	石 坂 俊 雄	弁 護 士
会長職務代理者	藤 枝 律 子	大学准教授
委 員	福 井 悦 子	弁 護 士
委 員	田 口 勤	弁 護 士
委 員	富 田 仁	大学教授